

平成25年10月4日

会員各位

監査役等への品質管理レビューの結果の通知及び
公認会計士・監査審査会の検査結果の開示について

日本公認会計士協会
副会長 関根愛子

監査役若しくは監査役会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）とのコミュニケーションの中で品質管理レビュー結果の通知をどのように扱うかについては、平成24年10月24日付けで「[監査役等への品質管理レビュー報告書等の開示について](#)」により、品質管理レビュー報告書及び改善勧告書の開示を制限する一方で、品質管理レビューの結果を要約したものを監査役等へ提供することは妨げず、当該要約に基づき品質管理の状況について積極的にコミュニケーションを行い、より一層の信頼関係を築くことを期待する旨の周知を行いました。

その後、会員各位から、この品質管理レビューの結果の要約や監査役等への通知の方法について多くの質問が寄せられたことから、本年7月26日付けで「[監査役等への品質管理レビュー結果の通知について](#)」を公表し、当面の取扱いをご案内させて頂きました。

他方、監査役等と監査人との連携の方法について公益社団法人日本監査役協会と協議し、「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」の見直し等を進めてきましたが、品質管理レビューの結果の通知の方法については、既にご案内しました当面の取扱いを継続することが適切と考えております。具体的には、例えば、品質管理レビュー（フォローアップ・レビューを含む。）を受けたかどうか、受けた場合には、監査事務所における品質管理に関して重要な指摘があったかどうか、また、そのような指摘があった場合にはどのような対応をしているか、並びに当該被監査会社の監査業務が品質管理レビューの対象業務として選定され、かつ当該監査業務における品質管理に関して重要な指摘があった場合には、その旨及びどのような対応をしているかについて、それぞれ要約したものを、被監査会社の監査役等に対して書面で通知し、説明することが考えられます。

会員各位におかれましては、品質管理レビューの結果のみならず、監査の品質管理及び品質管理レビューの制度についても監査役等に対して十分な説明を行い、もって監査人と監査役等の連携を充実させるようご留意いただきますようお願いいたします。

また、公認会計士・監査審査会から監査人への研修会が行われ、同審査会Webサイトにおいて監査役等への同審査会の検査結果等の開示に関する取扱い（「[監査事務所検査結果事例集～検査官の視点～](#)」63頁～66頁）が公表されましたので、監査人と監査役等との連携を充実させるとの観点から、同取扱いに基づく対応にもご留意いただきますようお願いいたします。

以上